

**「令和元年度第3回中小企業のための法律セミナー」開催！
(2019年度小規模事業者組織化指導事業 第2回小企業者組織化特別講習会)**

～大阪弁護士協同組合 山浦弁護士が「小規模事業者のための労働契約の基本」について講演～

大阪府中央会では去る10月15日(火)、マイドームおおさかにおいて「令和元年度第3回中小企業のための法律セミナー(2019年度第2回小企業者組織化特別講習会)」を開催いたしました。参加者は28名でした。講演のテーマは「小規模事業者のための労働契約の基本」～トラブルを避けるために知っておきたい基礎知識、講師は大阪弁護士協同組合に所属する山浦美紀弁護士。

まず、セミナーの概要と構成についての説明があり、その後、講演の本題に入りました。講演では、『①応募から採用までの注意点②入社時に注意すること③就業規則に関する注意事項④労働時間の規制について⑤賃金の注意事項⑥懲戒処分とは⑦退職に関する注意事項⑧働き方改革ってなに?』の8つの項目それぞれについて、法律の規定と過去の裁判例とに基づきながらも、関係法令についてあまり詳しくない事業者の方にも分かり易い内容で、詳しく説明がありました。中でも、就業規則に関する注意事項として、『10人以上常時雇用している従業員がいる事業主は、就業規則を作成する義務がありますが、従業員数が少ない事業所も就業規則は、企業を守るため、トラブルを避けるためにも大切なので、用意しておく事が得策です。』といった具体的なアドバイスをいただきました。受講者からは、「従業員が少ないので、特に就業規則を定めていなかったが、これを機に作成したい。」といった意見がきかれ、小規模事業者にとって労働契約の基本を理解する事ができ、自社を守ることに役立つ大変参考となる講演会となりました。

大阪府中央会では中小企業の皆様が抱える法律上の悩みやトラブルの解決に向けて、今後もこうしたセミナーを定期的で開催してまいりたいと考えております。お時間の都合がございましたら、是非、次回以降も多数ご参加をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

